

利用者の知識・能力の向上に向けた取り組み

1. 【資格取得及び自己啓発】

事業所の就業規則第44条において、利用者の能力向上及び自己啓発の推進を目的とする資格取得の推進並びに受験の勧奨に関する事項を定めている。対象資格は以下の通りで、この資格に合格した際には、受験料（最大3万円）並びに合格報奨金を支給している。

（対象資格）

- ① 社会福祉士・精神保健福祉士
- ② 介護福祉士
- ③ 介護職員初任者研修
- ④ 日本掃除検定技能士
- ⑤ 造園技能士及び造園施工管理技士
- ⑥ 上記以外で会社が認めたもの

2. 【軽作業を通して知識・能力の向上】

- 弊社では、「軍手の仕分け・検品・縛り・袋詰め」がを主な軽作業です。この作業は特別な技術や経験が必要ということはありませんが、請け負った事業所により、成果品の仕上がり具合に大きな差異が出ている模様です。いわゆる雑な作業による成果品は不良品の見落としが多くあったり、紐による縛り方が緩く、すぐにほどけたり、袋詰めの形が不ぞろいで収納が困難になるなど、苦情が多く出ていたようです。

弊社では、不良品は出さない、袋詰めは丁寧に、を合言葉に作業に取り組み、請負先からは、仕事は正確で、早くて、成果品がきれいとの評価を得ています。その結果、作業量は年々増加し、今では1日で4万双の軍手を仕上げる日も多くなっており、生産活動の収支アップに大きく寄与しています。

- 作業手順としては、「軽作業基本マニュアル」を作り、職業指導員がまずは、手本を示しています。
- 利用者は、初めての作業であっても、丁寧に説明を受けたり、周りのフォロー（不良品見落としのチェック体制）があるので、時間と共に自信をもって作業に当たることができています。
- これらの作業は、手を休めることができないくらい多忙ですが、この経験は、利用者が一般就労を目指すとき、大きな自信となると確信しています。



3. 【地域の高齢者の方々との交流】

- 弊社では、地域貢献の一環として、地域に住む高齢者の方々を作業ボランティアとして受け入れています。障害を持つ利用者と高齢の方々が一緒に作業に取り組むことは、双方にとって、何かしらの得るものがあると信じています。休憩時間の語らいや、外での挨拶などが、当たり前のようにされていることは大きな成果と感じています。